

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人アウトドア・フィールド・ファンド（以下「この法人」という。）が寄付者から金銭又はその他の財産（以下「寄付金等」という。）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄付金とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄付物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

第2章 寄付金の種類、募集及び使途

(寄付金の種類及び募集)

第3条 この法人が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

① 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金

② 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 この法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第4条 一般寄付金は、その50%以上を定款第3条の公益目的事業に使用し、残額を管理費等に使用することができるものとする。ただし、管理費等に使用できる金額について管理費等に充ててなお残余があるときは、公益目的事業に使用することとする。

2 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

3 寄付の募集にあたっては、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。

第3章 寄付金等の受け入れ

(寄付の申入れがあった場合の取扱手続)

第5条 寄付者からこの法人に対し寄付の申入れがあったときは、寄付内容を確認しなければならない。

2 前項の寄付の申入れを受ける場合には、代表理事又は理事会の承認を得なければならない。

3 寄付の申入れを受けることとなったときは、当該寄付者に連絡するとともに、書面により寄付の申入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄付者の住所・氏名
- ② 寄付金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄付物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄付金については、一般寄付金又は特定寄付金の区分を記載する。
- ⑤ その他必要事項

5 寄付金又は寄付物品等を受領したときは、寄付者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

（受領の制限）

第6条 寄付金等が、次の各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは、当該寄付金等の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するとき、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- ② 第3条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

（寄付物品等の事務処理手続）

第7条 寄付された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

- 2 寄付された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

第4章 雑則

（個人情報の保護）

第8条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。